「ウ　アからイを差し引いた額（30万円を超える場合）」の欄には、「ア　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」から「イ　交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

「エ　高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額」の欄には、「施行令第26条の28の５第３項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額（平成21年国土交通省告示第384号）」に基づき該当する改修工事ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

②　「②　一般断熱改修工事等の費用の額等」の欄のうち、「ア　一般断熱改修工事等に要した費用の額」の欄には、一般断熱改修工事等の１～４及び設備の取替え又は取付けのいずれかに該当する工事の合計額を記載するものとする。

「イ　一般断熱改修工事等に係る補助金等の交付の有無」の欄には、当該一般断熱改修工事等の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする（平成23年６月29日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、一般断熱改修工事等の費用の額に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする（平成23年６月29日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、同欄の記載を要しない。）。

「ウ　アからイを差し引いた額（30万円を超える場合）」の欄には、「ア　一般断熱改修工事等に要した費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。平成23年６月29日以前に住宅の改修工事に係る契約を締結した場合については、「一般断熱改修工事等に要した費用の額」と同額を記載するものとする。

「エ　一般断熱改修工事等の標準的な費用の額」の欄には、「租税特別措置法施行令第26条の28の５第７項の規定に基づき、国土交通大臣又は経済産業大臣が財務大臣とそれぞれ協議して定める金額を定める告示（平成21年経済産業省・国土交通省告示第４号）」に基づき該当する改修工事等ごとに算出した額の合計額を記載するものとする。

「ウとエの金額のうちいずれか少ない金額」の欄には、「ウ　アからイを差し引いた額」と「エ　一般断熱改修工事等の標準的な費用の額」のいずれか少ない金額を記載するものとする。

③　「③　①オ（①ウが30万円を超える場合）及び②オ（②ウが30万円を超える場合）の合計額」の欄には、①ウ及び②ウがそれぞれが30万を超える場合は①オ及び②オの合計額を記載し、①ウのみが30万円を超える場合は①オの金額を記載し、②ウのみが30万円を超える場合は②オの金額を記載するものとする。

６　この証明書により証明を行う者について、次により記載するものとする。

⑴　証明者が建築士事務所に属する建築士の場合

「証明を行った建築士」の欄には、当該工事が施行令第26条第23項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき証明を行った建築士について次により記載すること。

①　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。

②　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

④　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

⑤　「証明を行った建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

⑵　証明者が指定確認検査機関の場合

①　「証明を行った指定確認検査機関」の欄には、当該工事が施行令第26条第23項第１号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第２号に規定する修繕若しくは模様替、同項第３号に規定する修繕若しくは模様替、同項第４号に規定する修繕若しくは模様替、同項第５号に規定する修繕若しくは模様替、同項第６号に規定する修繕若しくは模様替（同条第24項の規定により読み替えられた同号に規定する修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の４第４項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（法第41条の19の３第１項第１号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。）、施行令第26条の４第８項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替（一般断熱改修工事等）を含む。）、施行令第26条の28の５第９項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けであることにつき証明を行った指定確認検査機関について次により記載すること。

②　「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の21第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

③　「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。